

一般廃棄物処理業 許可証

日住第022403号

令和4年2月24日

住 所 滋賀県湖南市三雲36番地2

氏 名 株式会社 三峰環境サービス
代表取締役 三峰 誠植 様

日野町長 堀江 和博



許 可

令和4年2月21日付け一般廃棄物処理業の

申請については、廃棄物

許可の更新

第1項 第6項

の処理及び清掃に関する法律第7条

の規定により許可します。

第2項 第7項

許 可 番 号	日（生）第3－8号
事業所の所在地 および名称	滋賀県湖南市三雲36番地2 株式会社 三峰環境サービス
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物（可燃ごみおよび資源ごみに限る）
収 集 運 搬 および処分の別	収集運搬業
営 業 の 区 域	日野町全域
許 可 期 限	令和4年4月1日～令和6年3月31日
許 可 条 件	別紙のとおり

許可条件（株式会社 三峰環境サービス）

1. 遵守事項

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）および関係法令等を遵守すること。
- ②収集運搬の作業にあたっては、良好な環境保持に努めること。
- ③事業系一般廃棄物（可燃ごみに限る）は、中部清掃組合（日野清掃センター）へ搬入すること。ただし、再資源化可能なものにあつては再資源化を図ること。
- ④中部清掃組合の規定を遵守するとともに、指示に従うこと。
- ⑤その他、日野町の指示に従うこと。